

令和6年3月22日

地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防・日常生活支援総合事業所

諏訪広域連合介護保険課長

令和6年度介護報酬改定に係る届出の提出について（通知）

日頃から介護保険事業につきまして、格別の御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、新たな加算の創設、現行の加算の廃止、
現行の加算に関する算定要件の見直し等が行われました。

つきましては、令和6年度介護報酬改定に係る加算を算定する介護サービス事業所は、
下記により加算算定に係る届出書類を作成し、提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に関する体制等状況一覧表（令和6年4月版）
- (3) 加算算定要件の確認できる書類
※各加算の算定要件を確認のこと

2 提出部数

1部

3 提出書類掲載場所

次の諏訪広域連合ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。
「新着情報」→「令和6年度介護報酬改定に伴う届出書の提出について」 又は
「介護保険」→「事業者等の皆様へ」→「令和6年度介護報酬改定に伴う届出書の
提出について」

4 提出期限

令和6年4月15日（月）【必着】

※他の指定権者とは期限が異なります。他の指定権者に係る届出の期限については各指定権者へお問い合わせください。

※提出期限を過ぎた場合、令和6年4月サービス提供分（一部サービスについては5月サービス提供分も）の加算算定はできませんので、期日厳守で提出してください。

5 提出先

諏訪広域連合介護保険課に、メール、郵送又は持参にて提出してください。

6 留意事項

・新たに追加された加算項目だけでなく、算定要件が変更されたものについては**既存の加算項目等であっても改めて届出が必要**となります（別表参照）。

・別表に掲載している加算項目について**届出がない場合には、「なし」又は「対応不可」として取り扱います。**

・別表については、資料「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」内で示された「既存のサービス事業所の届出留意事項」のうち、諏訪広域連合への届出に係る部分を一部抜粋したものとなります。

・体制届の受理後であっても、今後示される厚生労働省のQ&A等により、お問い合わせ時に説明した内容を変更し、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

7 その他

・加算に関するご不明点等は、厚生労働省から発出される報酬改定に係る解釈通知およびQ&A等を十分ご確認いただいたうえで、お問合せフォームからご質問いただくか、または、質問票（別紙様式1）をお使いいただきメール・FAXでお問い合わせください（原則、電話での受付はいたしません）。

【令和6年度報酬改定に関する質問フォームURLとQRコード】

<https://www.union.suwa.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=16>

・いただいた質問は内容を精査し、国の通知等を踏まえたうえで、特に多くいただいたご質問についてはQ&Aとしてまとめる予定です。（そのため回答に時間を要する場合や、Q&A掲載をもって回答に代えさせていただく場合があります。）



諏訪広域連合 介護保険課
事業所係 金井 中村 田中
Tel: 0266-82-8162
Fax: 0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp

令和6年度介護報酬改定に伴い届出が必要な項目（一部抜粋）

本表は、「既存のサービス事業所の届出留意事項」の一部抜粋となります。

項番	サービス種類	届出項目	届出の取扱い
1	・全サービス共通	「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新規届出がない場合は、 「2：減算型」とみなす。
2	・全サービス共通 (定巡と夜間と訪問型サービス以外は記載あり)	「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新規届出がない場合は、 「2：減算型」とみなす。
3	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	「総合マネジメント体制強化加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな区分が新設されたため 必ず新規届出が必要 。 なお、新規届出がない場合は 「1：なし」とみならず 。
4	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「認知症専門ケア加算」 「1：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 (体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)	算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については 必ず新規届出が必要 (取り下げ含む)。 なお、新規届出がない場合は 新加算を算定できません 。
5	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス(独自)	「口腔連携強化加算」 「1：あり」 「2：なし」 を新設	新規届出がない場合は、 「1：なし」とみなす。

6	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 	<p>「特別地域加算」</p> <p>「1：あり」</p> <p>「2：なし」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 	<p>「中山間地域等における小規模事業所加算」</p> <p>「1：非該当」</p> <p>「2：該当」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 	<p>「生産性向上推進体制加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：生産性向上推進体制加算Ⅰ」</p> <p>「3：生産性向上推進体制加算Ⅱ」</p> <p>を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 	<p>「認知症加算」</p> <p>「1：あり」</p> <p>「2：なし」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>

1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 	<p>「入浴介助加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：入浴介助加算Ⅰ」</p> <p>「3：入浴介助加算Ⅱ」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・通所型サービス(独自) 	<p>「科学的介護推進体制加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>※LIFE の活用等が要件として含まれる加算(別紙参照)については、「2：あり」として届出をしないと当該加算を請求できません。</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>「ADL維持等加算(申出)の有無」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 	<p>「個別機能訓練加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：加算Ⅰイ」</p> <p>「3：加算Ⅰロ」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p>

		変更ありません)	なお、新規届出がない場合は 新加算を算定できません 。
1 4	・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	(現)「認知症加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 ↓ (新)「認知症加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については 必ず新規届出が必要 (取り下げ含む)。 なお、新規届出がない場合は 新加算を算定できません 。
1 5	・看護小規模多機能型居宅介護	「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
1 6	・看護小規模多機能型居宅介護	「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
1 7	・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「排せつ支援加算」 「1：なし」 「2：あり」 (体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)	算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については 必ず新規届出が必要 (取り下げ含む)。 なお、新規届出がない場合は 新加算を算定できません 。
1 8	・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「褥瘡マネジメント加算」 「1：なし」 「2：あり」 (体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)	算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については 必ず新規届出が必要 (取り下げ含む)。

			<p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
19	・居宅介護支援	<p>「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算A」 （体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません）</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要（取り下げ含む）。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
20	・居宅介護支援	<p>「ターミナルケアマネジメント加算」 「1：なし」 「2：あり」 （体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません）</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要（取り下げ含む）。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
21	・居宅介護支援	<p>「特定事業所医療介護連携加算」 「1：なし」 「2：あり」 （体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません）</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要（取り下げ含む）。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
22	・居宅介護支援	<p>（現）「情報通信機器等の活用等の体制」 「1：なし」 「2：あり」 ↓</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>

		<p>(新)「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>に名称変更</p>	
2 3	・地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>(現)「夜間看護体制加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>↓</p> <p>(新)「夜間看護体制加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>算新たな区分が新設されたため必ず新規届出が必要。</p> <p>なお、新規届出がない場合は「1：なし」とみならず。</p>
2 4	・地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>「入居継続支援加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
2 5	<p>・地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>・(介護予防)認知症対応型共同生活介護</p> <p>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
2 6	・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	<p>(現)「医療連携体制加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>↓</p>	<p>新たな区分が新設されたため必ず新規届出が必要。</p> <p>なお、新規届出がない場合は「1：なし」とみならず。</p>

		<p>(新)「医療連携体制加算Ⅰ」 「１：なし」 「２：加算Ⅰイ」 「３：加算Ⅰロ」 「４：加算Ⅰハ」 「医療連携体制加算Ⅱ」 「１：なし」 「２：あり」 に変更</p>	<p><u>す。</u></p>
27	<p>・(介護予防)認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>「夜間支援体制加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 (体制等状況一覧表の届出項目は 変更ありません)</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については<u>必ず新規届出が必要</u>（取り下げ含む）。</p> <p>なお、新規届出がない場合は<u>新加算を算定できません</u>。</p>
28	<p>・(介護予防)認知症対応型 共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護</p>	<p>「認知症チームケア推進加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「１：なし」とみなす。</p>
29	<p>・地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護</p>	<p>「個別機能訓練加算」 (現)「個別機能訓練加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 ↓ (新)「個別機能訓練加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 に変更</p>	<p>新たな区分が新設されたため<u>必ず新規届出が必要</u>。</p> <p>なお、新規届出がない場合は<u>「１：なし」とみなす</u>。</p>

30	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<p>「自立支援促進加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>（体制等状況一覧表の届出項目は変更ありません）</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要（取り下げ含む）。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
31	訪問型サービス（独自）	<p>「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」</p> <p>「1：非該当」</p> <p>「2：該当」</p> <p>「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」</p> <p>「1：非該当」</p> <p>「2：該当」</p> <p>「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」</p> <p>「1：非該当」</p> <p>「2：該当」</p> <p>を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：非該当」とみなす。</p>
32	通所型サービス（独自）	<p>「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>↓</p> <p>「一体的サービス提供加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要（取り下げ含む）。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>